

委員会提案

美濃加茂市議会
第2回定例会追加議案

令和6年6月27日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第62号	議会の規律（コンプライアンス）決議について	1
議第63号	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について	2

議第62号

議会の規律（コンプライアンス）決議について

議会の規律（コンプライアンス）決議を美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により下記のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

議会運営委員長 田口智子

美濃加茂市議会議長 森弓子様

記

本年4月3日に発生した当美濃加茂市議会議員による不適切行為についての問題は美濃加茂市・ダボ市の今後の友好関係を危惧するものでありましたが、当市の謝罪をダボ市側においては5月10日付で受け入れていただき、従前通りの関係に修復されました。

しかし、初動において問題を過小評価したという判断ミスにより被害に遭われた当事者はもとより関係各位及び美濃加茂市民に多大なご迷惑をお掛けしました。

議会の機能の正常化のために議会のルールづくり、体制づくり、情報の開示等の取り組みは喫緊の課題であります。

我々議員は市民の代弁者の責務を果たす為、これまで以上に襟を正し、議会の規律を守るため、議員の規範意識・ハラスメント意識の向上に向けた活動、ルールづくり及び改正等取り組むことにより同様の問題が2度と発生しないよう議会活動に務めます。

以上、決議する。

議第63号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により下記のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

文教民生常任委員長 金井文敏

美濃加茂市議会議長 森弓子様

記

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

こうした中、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促している。

選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方がいい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、誰も改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現するとともに、将来の子どもたちの権利も補償することにつながる。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなければならない。よって、国会においては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論を積極的に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

70th  **th**

**MINOKAMO
STORY**